

鎌田公認会計士事務所  
税理士法人 鎌田総合事務所  
公認会計士 鎌田直善  
税理士 鎌田ふくみ

いよいよ10月1日から消費税率が標準10%、軽減8%になる見込みです。  
レジ、請求書等の準備はお済でしょうか。軽減税率対象取引と、それ以外の取引が混在する場合にご注意ください。

## 消費税率改正に関して

公認会計士 鎌田 直善

### 1. 消費税法の改正について

2019（令和元）年10月1日から、消費税率が10%にアップされます。一方で、「飲食料品」、「定期購読契約の新聞」は8%に据え置かれます。これらの飲食料品等以外に適用される10%を「標準税率」といい、飲食料品等に適用される8%を「軽減税率」といいます。今後は、商品によって、複数の消費税率が混在することになります。そこで、10月1日以降は、請求書や帳簿を作成する際に、10%の商品なのか、8%の商品なのか、判別できるように記載することが求められます。

### 2. 帳簿や請求書に記載すべきこと

#### (1) 従来に記載事項

従来から、帳簿や請求書等には、「相手先の氏名・名称」、「取引年月日」、「取引内容」、「取引金額」などを記載することが求められており、これらの記載が不備であると、仕入税額控除が受けられないことになっていました。

#### (2) 今後の記載事項 2019（令和元）年10月1日から2023（令和5）年9月30日まで 上記（1）に加え、

A. 軽減税率対象品目について、「軽減税率対象品目である旨」（※等のマークでよい）

B. 請求書等には、税率区分ごとの合計請求額（税込額）

を記載しなければならないこととなりました。これらの記載がなされた請求書等を、「区分記載請求書等」といいます。記載が不備な場合は、原則として仕入税額控除が受けられません。

なお、Bの「税率区分ごとの合計請求額（税込額）」は、税抜額の合計額と消費税額の合計額を記載するのでもよいとされています。

(3) 今後の記載事項 2023（令和5）年10月1日以降

上記（1）、（2）に加え、

C. 請求書等に、登録番号（国税庁に「適格請求書等」（下記）の発行事業者であることを登録）

D. 請求書等に、税率区分ごとの消費税額等

を記載しなければならないこととなりました。これらの記載がなされた請求書等を、「適格請求書等」といいます。記載が不備な場合には、仕入税額控除が受けられません。

3. 「区分記載請求書等」作成上の注意点

要は、従来の請求書に加えて、上記（2）のA、Bを記載すれば良い訳です。次の記事「区分記載請求書の記載例」で具体的な事例をご紹介しますが、以下の点に注意すれば大丈夫でしょう。

ポイント1. 一の書類にすべての事項を記載する必要はありませんので、納品書・請求書など複数の書類全体で上記の記載事項を満たしていればOKです。

ポイント2. 仕入先から来た請求書等が記載不十分な場合は、当方で追加記載することが認められています（記載に誤りがある場合には、追記や修正を行うことはできません。再交付を求める必要があります）。

ポイント3. もっとも簡便な対処方法としては、次のような対処が考えられます。

Step 1. 「※は軽減税率対象品目」というハンコを作り、請求書・納品書等に押印、

Step 2. 「軽減税率対象品目」に※印を付す、

Step 3. 10%対象の税込小計額と8%対象の税込小計額を記載

ポイント4. 請求書発行にソフトを活用している場合は、ソフト会社が対応しますから、バージョンアップを忘れないようにする。

裏面に「区分記載請求書の記載例」をご紹介します。ご参照ください。

## 区分記載請求書の記載例

スタッフ 高月 晋太郎

### 1. 区分記載請求書、適格請求書と現行の請求書の概略

* 適格請求書	* 区分記載請求書	* 現行の請求書	記載項目
			発行者の氏名または名称
			取引年月日
			取引内容
			取引金額
			書類の交付を受ける者の氏名または名称
			①軽減税率対象品目である旨
			②税率区分ごとの合計請求額
			③登録番号
			④税率区分ごとの消費税額等

日本商工会議所資料参照

### 2. 区分記載請求書の記載例

軽減税率対象商品がある場合に、発行者側が注意すべき点は、上記の表①軽減税率対象品目である旨、②税率区分ごとの合計請求額（税込）の記載です。

#### (1) 記号・番号等を使用する場合

請求書		
(株)〇〇御中		平成〇年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※ ①	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※ ①	10,800円
:	:	:
合計		131,200円
② 10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※は軽減税率対象品目 ③		
△△商事㈱		

#### (2) 税率ごとに商品を区分する場合

請求書		
(株)〇〇御中		平成〇年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
:	:	:
8%対象		43,200円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
:	:	:
10%対象		88,000円
合計		131,200円
△△商事㈱		

- ① 軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ② 税率ごとに合計した税込売上高を記載
- ③ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

### (3) 税率ごとに区分記載請求書を発行する場合

請求書 (軽減税率対象)		
(株)〇〇御中 平成〇年11月30日		
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
:	:	:
合計		43,200円
△△商事㈱		

請求書		
(株)〇〇御中 平成〇年11月30日		
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	洗剤	1,100円
:	:	:
合計		88,000円
△△商事㈱		

消費税の軽減税率制度に関するQ&A(国税庁)

なお、全商品が軽減税率対象であっても、請求書等に軽減税率対象である旨を記載することが求められています。前掲(3)「税率ごとに区分記載請求書を発行する場合」の左側のような請求書が一つの例です。ゴム印などで軽減税率対象である旨を明示することも考えられます。

逆に、販売する商品すべてが軽減税率の適用対象にならない場合は、これまでと同様に税込価格の記載があれば条件を満たします。前掲(3)右側のような請求書を現状も作成されているかと思います。従来 of 請求書のままで変更はありません。

詳しくは、当事務所スタッフにご照会ください。

### 営業時間のお知らせ

土・日・祝日は事務所休業日です。9月は3連休が2回あります。また、通常の営業時間は6月～11月の間は、9時から17時までです。併せて、よろしく願いいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。